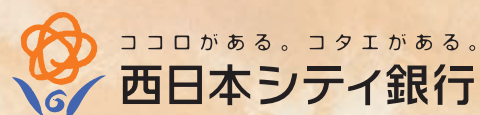


NCB シニアサポート信託

将来の認知症や高度障害等に対する
備えは大丈夫ですか？



お問い合わせ先

西日本シティ銀行信託サポート室

 **0120-154-155**

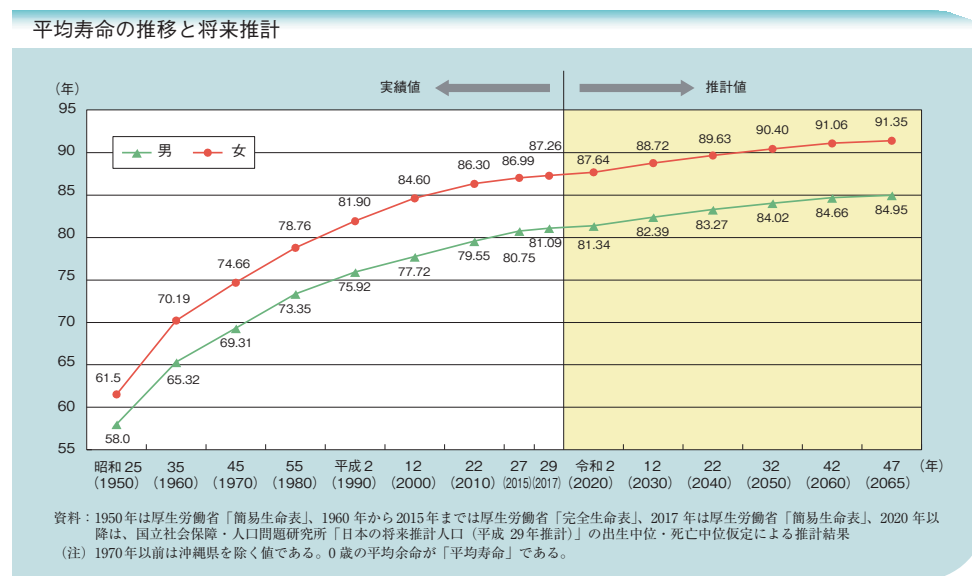
【営業時間】平日9:00～18:00/土日祝日休み



高齢化社会の進展に伴い、将来のご自身の資金管理に不安を抱えている方が多くいると思われます。

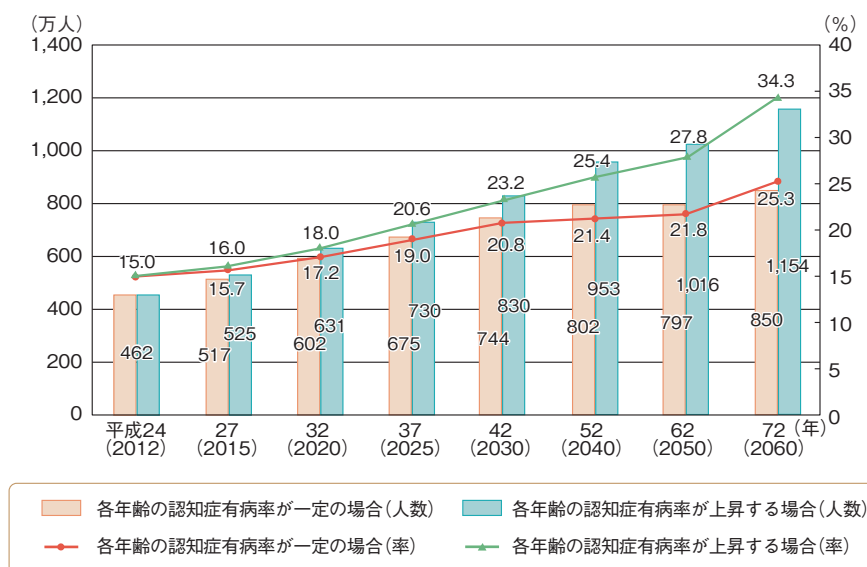
■ 我が国の平均寿命は年々伸びています。

我が国の平均寿命は、平成29年現在、男性81.09年、女性87.26年と、前年に比べて男性は0.11年、女性は0.13年上回っています。今後、男女とも平均寿命は延びて、令和47年には、男性84.95年、女性91.35年となり、女性は90年を超えると見込まれています。



■ 認知症の発症者は年々増加しています。

我が国の認知症患者数は、平成24年時点で約462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人でしたが、令和7年には約700万人、5人に1人になると見込まれています。



西日本シティ銀行では、お客さまの資金管理をサポートする「NCBシニアサポート信託」の取扱を始めました。

認知症になったとき、医療費や生活費をどうするか・・・

振り込め詐欺でだまされたりしないか

預金通帳から払出ができなくなるので心配

お客さまが信頼できる方を受益者代理人に選任し、受益者代理人からお客さまの信託財産からの払出しや振り込みを指示してもらうものです。認知症や寝たきりなどの生前のリスクに備え、安心して財産管理を行うことができます。

■ <NCBシニアサポート信託>

安全

不正な払出を防止

便利

代理人が支払手続き

確実

元本保証で運用

はじめに

サポート信託について

本契約にあたって

お支払方法

Q & A

商品内容説明書

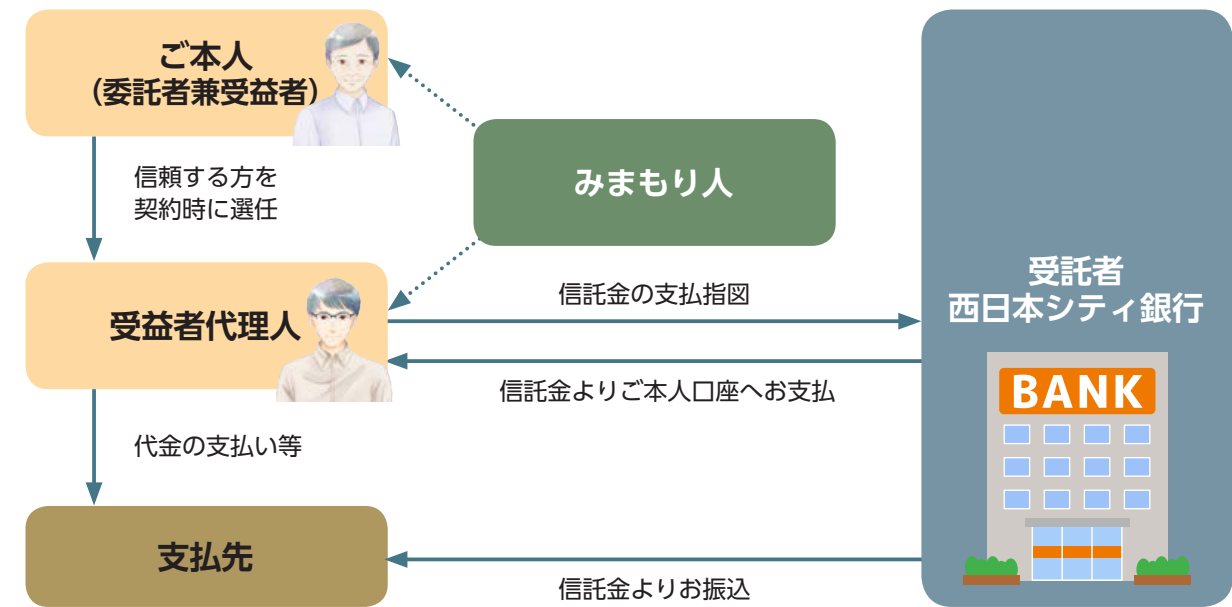
NCB シニアサポート信託について

お預かりしたご資金については、西日本シティ銀行がご本人の生活資金としてきちんと管理・運用しますので、認知症を発症された場合等に備え、安心して運用できます。

本商品のメリット

- ① 振り込め詐欺による不正な払出を防止できます。
お預かりした資金は、ご本人の生活資金に必要な場合にお支払いするなど、不正な払出とならないよう当行が管理します。
- ② 元本保証商品で安心して運用できます。
本商品は、元本保証です。また、元本部分は預金保険の対象となります。
- ③ 支払等の手続きを行う受益者代理人を指定します。
本契約後は、あらかじめ指定した受益者代理人にて支払の指示等の手続きを行うため、ご本人が判断能力がなくなった場合でも安心して資金の管理ができます。
- ④ 定時定額のお支払いも可能です。
毎月の生活資金確保のため、決まった時期に定額を口座へ入金することも可能です。
- ⑤ 預金口座からの払出も代理人にて行うことができます。
支払指示により普通預金口座に入金された金銭の口座からの払出は、代理人も行うことができます(代理人カード作成)。

NCB シニアサポート信託のしくみ



NCB シニアサポート信託の概要

信託金額	500万円以上(1円単位)
信託期間	5年以上30年以内
信託終了日	以下のいずれかの日を以って信託契約は終了します。 ・信託期間満了となった場合 ・ご本人さまに相続が発生した日 ・手続代理人が相続や辞任等により不在となった日 ・その他、信託終了事由が発生した日
受益者代理人	ご本人さまが、原則として3親等以内の親族の中から1名指定します。なお、当行が認めた場合は、弁護士、司法書士も指定できます。また、信託期間中であれば、ご本人さまにて、受益者代理人の変更や次順位の受益者代理人(承継受益者代理人)の指定も可能です。
信託金の支払方法	本契約後は受益者代理人からの指示によりお支払いします。 ①請求書等に基づく支払先への振込または指定口座(あらかじめ指定した当行普通預金口座)への入金 ②あらかじめ申込がある場合の、定時定額金の指定口座への入金 ※②の場合、支払額に限度がありますのでご注意ください。
手数料	本商品の取扱手数料として、お申込時に信託元本の2.2%(税込)を頂きます。ご本人の当行普通預金口座より、信託金とあわせてお引き落としいたします。

はじめに

サポート信託について

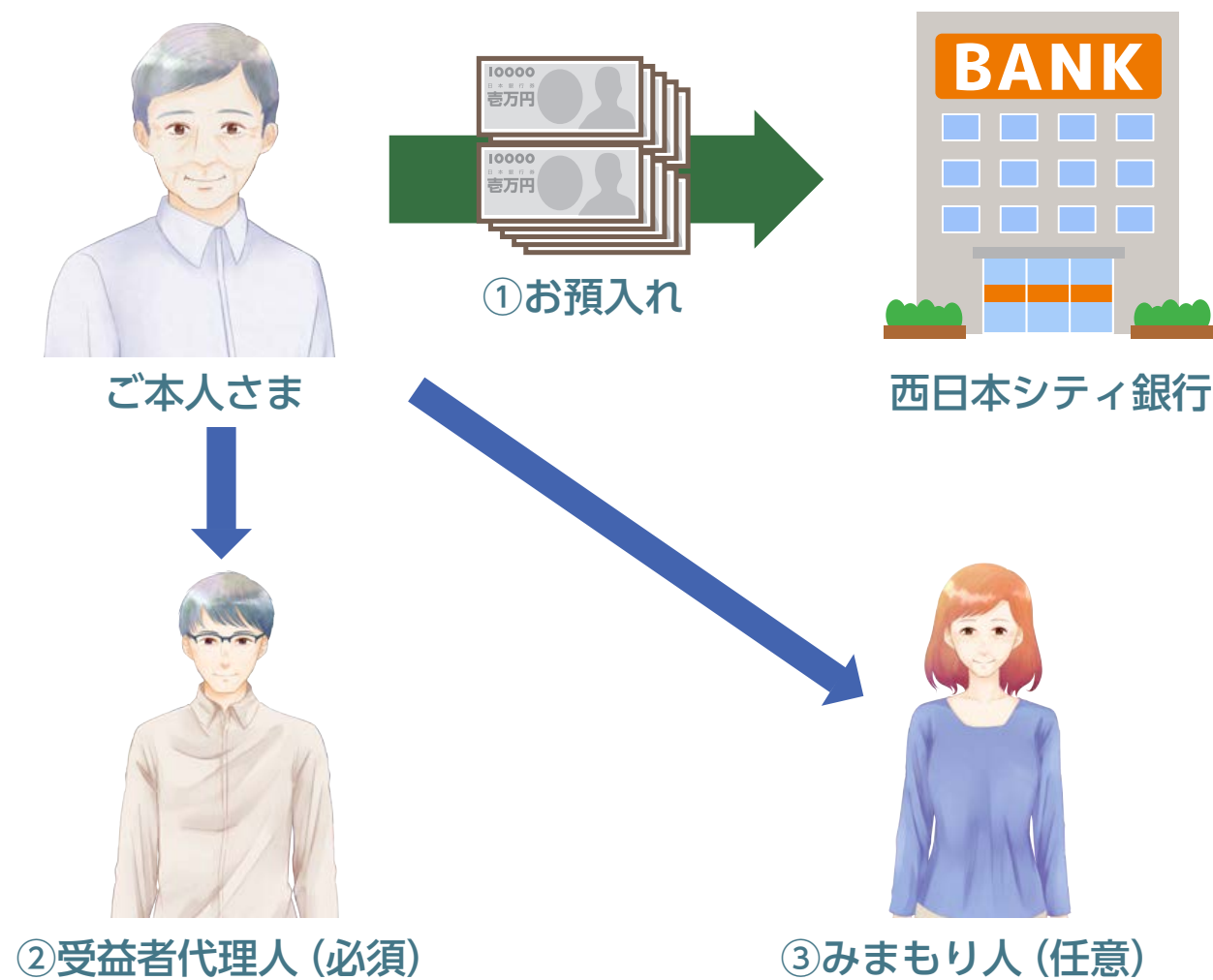
本契約にあたって

お支払方法

Q & A

商品内容説明書

■ 本契約にあたって



- ①ご本人さまは、資金管理を任せるため、当行に金銭を預け入れます。
- ②預けたお金の支払手続きをご本人さまに代わりに行う受益者代理人を、あらかじめご家族等の中から指定します。なお、受益者代理人が相続等により不在となる場合に備え、次順位の受益者代理人（承継受益者代理人）を指定することもできます。また、ご本人さまにより、受益者代理人の追加、変更ができます。
- ③本契約の内容や状況をご家族の方と共有するため、法定相続人の中からみまもり人として登録することができます。この場合、当行よりみまもり人の方へ、契約内容等をお知らせします。

■ お申込みから受託までの流れ

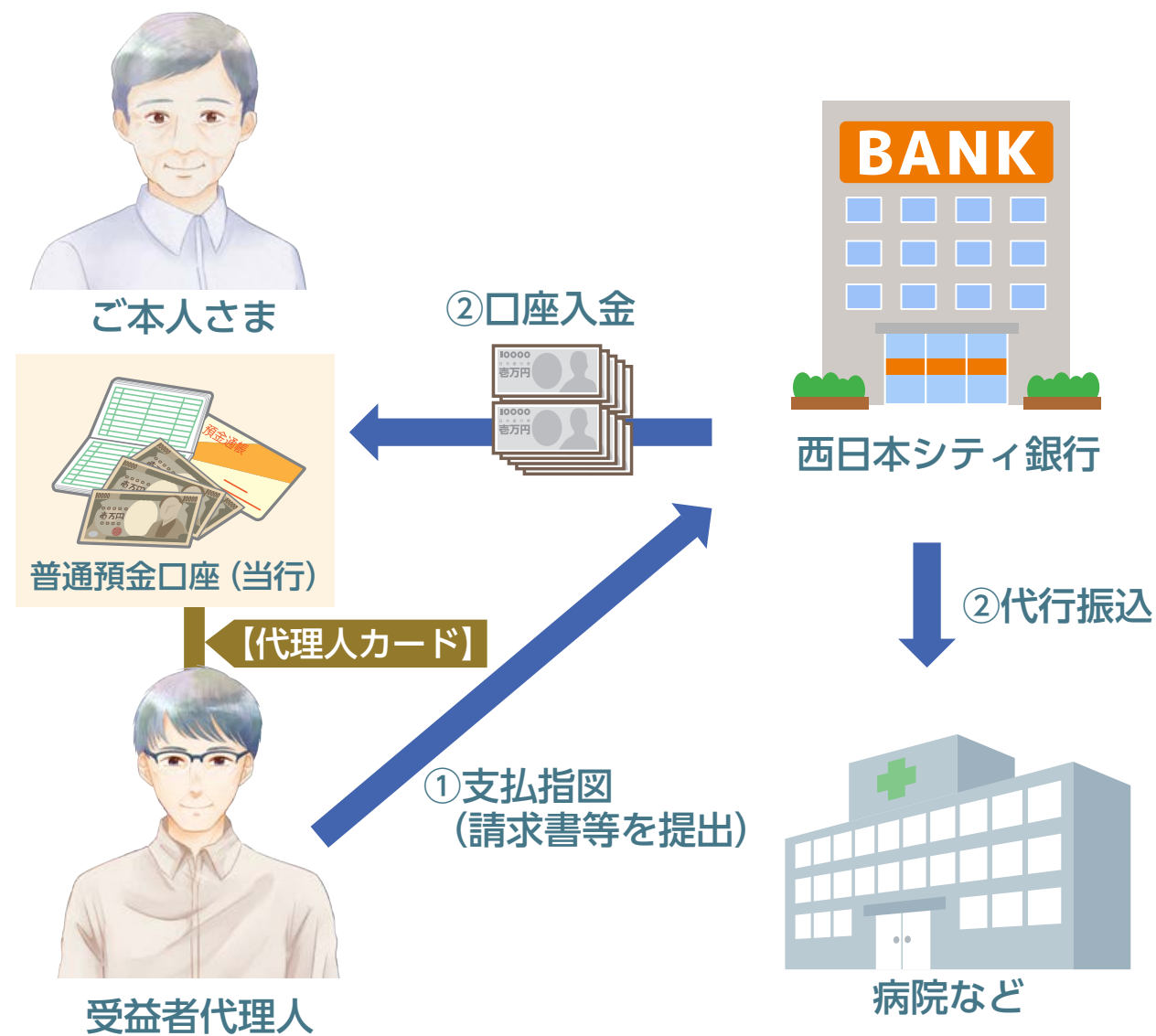
ご準備いただきたい書類等

ご本人さま	●ご資金 ●ご印鑑 ●ご通帳 ●本人確認資料（運転免許証、保険証など）※
受益者代理人	●ご印鑑 ●本人確認資料（運転免許証、保険証など）

※西日本シティ銀行と取り引きがない場合、運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、各種健康保険証、住民基本台帳カード（写真付き）、各種年金手帳、各種福祉手帳等をご用意ください。

商品内容のご確認	お手続き内容と本商品のしくみ等をご確認いただきます。
申込書等のご提出	お申込書類をご提出いただき、金銭を信託していただきます。ご本人さま、受益者代理人のご署名・ご押印が必要になります。
信託専用預金口座の開設	信託金からお支払する金銭を入金するための専用の普通預金口座を当行に開設していただきます。同時に、代理人が払出できるよう代理人カードを発行します。
申込内容の確認	西日本シティ銀行にてお申込内容を確認いたします。なお、確認させていただいた結果、契約をお引き受けできない場合もございます。あらかじめご了承ください。
ご契約	ご本人さま、受益者代理人、みまもり人等に契約のご案内を送付いたします。なお、通帳や証書等は発行いたしません。

■ お金の支払方法(都度支払)



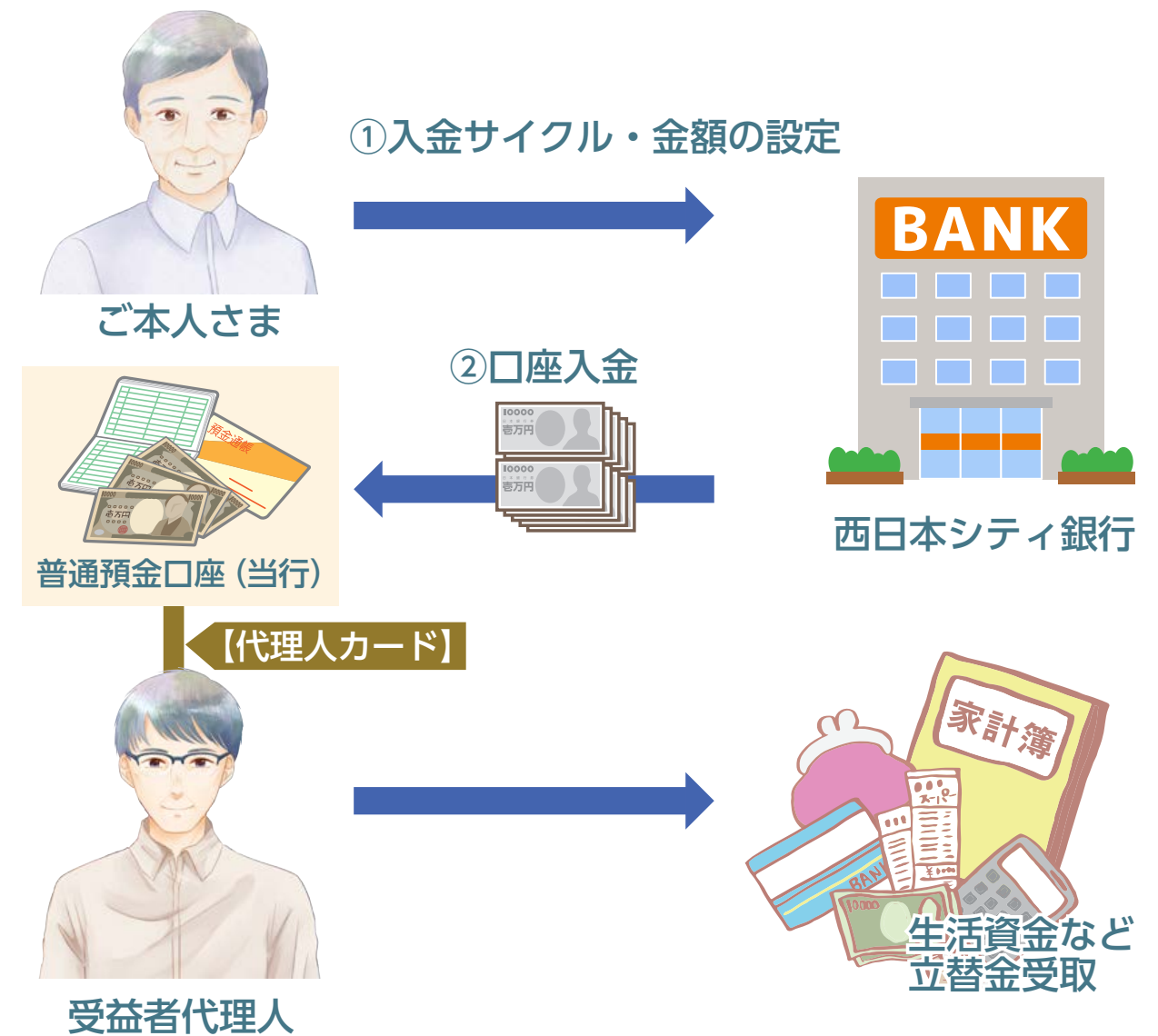
◆お支払いは、以下の2つに限らせていただきます。

- ①指定口座への入金 ②支払先への振込・税金の納付等(当行が代行)
 ※請求書や納付書等により、資金使途を確認させていただきます。
 なお、1回の支払指図における、請求書・領収書等の合計金額は原則10万円以上とします。

お支払いの対象となる費用(例)

医療費	病院基本料(初診・再診)、リハビリテーション、手術、麻酔、放射線治療、予防接種、健診、文書作成、医薬品、健康保持用接種品、保険医療用品・器具、保険適用外診療(高度先進医療、再生医療、整形、マッサージ)等
介護費	一時金、前払金、介護保険自己負担分、施設利用料(食費、オムツ、散発代等含む)、その他有料サービス等
税金など	所得税、住民税、固定資産税、都市計画税、健康保険料、年金保険料等

■ お金の支払方法(定時定額支払)



- ①公共料金の支払や日用品の購入等、日常の生活資金としてお使いいただけるよう、定時定額支払として指定口座へ入金することもできます。
 ②月あたり原則20万円以内の金額をご指定いただけます。

◆定時定額支払の申込内容

申込できる人	原則、ご本人さまによる申込となります。ただし、ご本人さまの同意がある場合に限り、受益者代理人(承継受益者代理人を含む)も申込できます。
受取開始日 受取金額	契約後であれば、いつでも受取を開始いただけます(受取開始月を申出いただけます)。受取金額は、月あたり原則20万円以内とします。
受取サイクル	毎月、2ヶ月毎、6ヶ月毎、年払いの中から選択できます。なお、受取日は15日か月末のどちらかを選択していただけます。

お申込時

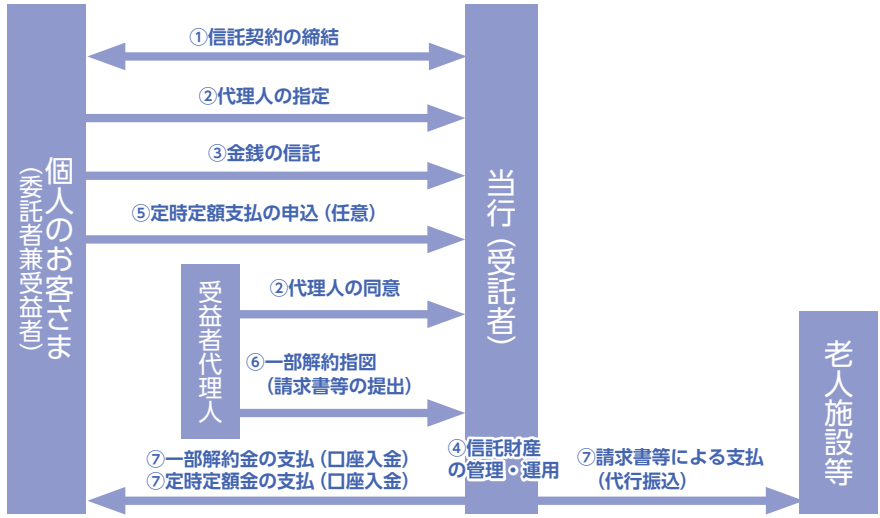
- Q1** シニアサポート信託とはどのような商品ですか。
- A1** 将来の認知症等が発症した場合に備えて、振り込み詐欺による不正な支払を防止し、支払指図を信頼できる代理人に任せることによって、安心して今後の資金管理ができる商品です。
- Q2** 元本補てん付合同運用指定金銭信託とは何ですか。
- A2** お客さまから信託された金銭を、他のお客さまから信託された金銭と合同で、当行の銀行勘定を中心に効率的に運用します。本商品は元本保証であり、元本部分は預金保険の対象となります。
- Q3** 予定配当率とは何ですか。
- A3** 本商品のお申込時点で予定されている利率のことであり、確定利率ではありません。金融情勢等に応じて変化します。現在の予定配当率については窓口でご確認ください。
- Q4** 申込時の留意事項はありますか。
- A4** お申込金額は、500万円以上となっています。なお、信託設定時にお申込金額の2.2%（税込）の設定報酬が必要です。
- Q5** 申込みは誰でもできますか。
- A5** 申込人は、日本国内に住所を有しておられ、お申込時に行為能力・意思能力があり、後見人等の代理人を必要とされない方となります。なお、お申込みは一人さま1契約となります。
- Q6** 受益者代理人は誰でも指定できますか。
- A6** 申込人の3親等以内のご親族（未成年者は除く）の中からご指定ください。ただし、当行が認めた上記以外のご親族、弁護士・司法書士も可能です。また、次順位の受益者代理人（承継受益者代理人）もご指定いただけます。いずれも、ご本人に代わり信託された金銭の支払を行うこととなりますので、信頼できる方をご指定ください。
- Q7** 受益者代理人には、どのような権限があるのですか。
- A7** 契約後、信託された金銭について支払を指図する権限を持ちます。従って、契約後は、申込人による支払指図はできません。なお、受益者代理人が追加で金銭を信託することはできません。
- Q8** 信託金の支払について制限はないのですか。
- A8** 受益者代理人によりいつでも支払できますが、不正な支払を防止するため、必ず請求書等により資金用途を確認させていただきます。ただし、事前のお申込みにより、定時定額金の受取もできます。この定時定額受取は、申込人の同意があれば、受益者代理人による申込もできます。
- Q9** みまもり人とは何ですか。
- A9** 受益者代理人の他に、契約内容や信託金の運用状況等をお伝えするため、みまもり人を1名指定することができます。みまもり人は、原則、推定相続人の中からご指定いただけます。ご親族で支払状況等を共有するため、ぜひご指定ください。

- Q10** 申込時に受益者代理人の同席は必要ですか。
- A10** 必ず同席のうえ、本契約内容・重要事項を確認・同意のうえ、申込書に自署・捺印いただきます。
- Q11** 信託金受取のための専用の普通預金口座の開設は必要ですか。
- A11** 専用の普通預金口座の開設が必要です。併せて、受益者代理人が払出できるよう代理人カードを発行します。
- Q12** 通帳・証書は発行されますか。
- A12** 発行されません。ご契約後に、「ご契約の明細」をお申込人さま、受益者代理人（承継受益者代理人を含む）およびみまもり人（申込がある場合）にお送りいたします。

契約期間中

- Q13** 追加入金はできますか。
- A13** 10万円以上（1円単位）で可能です。なお、追加入金についても、追加金額の2.2%（税込）の信託報酬が必要となります。
- Q14** 一部支払の手続きはどうすればいいのですか。
- A14** ご本人さまの必要な資金の支払であることを確認するため、必ず請求書や立替金の領収書等を提出していただきます。支払金は、当行より直接支払先に振り込むか、立替金については指定した普通預金口座へ入金することとなります。なお、請求書等の表示や内容等について、直接支払先に確認させていただくことがあります。
- Q15** 請求書等がなければ、いっさい支払はできないのですか。
- A15** あらかじめ申込をされた場合は、定時定額受取を利用することもできます。この場合、原則ご本人さまの申込に限りませんが、ご本人さまの同意があれば受益者代理人による申込もできます。また、受取金額や受取サイクル等には一定のルールがありますのでご注意ください。
- Q16** 契約後に変更できる事項は何ですか。
- A16** ご本人さまによる受益者代理人やみまもり人の追加、削除、変更および定時定額受取の変更、中止ができます。また、受益者代理人の辞任も可能です。なお、各人の住所や連絡先等の変更があった場合は、すみやかにご連絡ください。
- Q17** 中途解約はできますか。
- A17** 中途解約（一部解約を除く）は、やむを得ない事情によりご本人さまより申出があり、当行が認めた場合に限り可能です。

商品内容説明書

1 商品名 (信託の種類)	・ N C B シニアサポート信託 (受益者代理人選任特約付指定金銭信託)
2 販売対象	・ 20 歳以上の個人のお客さま (国内居住者)
3 信託の目的	・ 委託者兼受益者である個人のお客さまが株式会社西日本シティ銀行 (以下、「当行」といいます) に別途提出する「NCB シニアサポート信託申込書 (兼預金決済口座振替依頼書) 兼重要事項説明書」記載の金銭 (以下、「当初信託金」といいます) を、ご本人さまの生活資金、医療費、介護費等のために利殖することです。 ・ 受益者代理人選任特約により、ご本人さま単独での解約を制限し、振り込み詐欺等の被害による不正な払出を防止します (解約制限機能)。また、ご本人さまが認知症や高度障害等により判断能力をなくされた場合でも、受益者代理人 (以下「代理人」といいます) の指図により当行がご本人さまの生活に必要な資金を信託財産からお支払いすることで、ご本人さまが安心できる財産管理を実現します (認知症・高度障害対策機能)。
4 商品の仕組み	・ 契約後の必要資金の支払については、あらかじめ指定した代理人が信託金の支払の指図を行うこととします。その際、ご本人さまの必要資金であることを確認するため、請求書等を提出していただきます。また、ご希望により定時定額金のお支払いをすることもできます。  ※信託金の支払口座は、ご本人さま名義で新たに当行に開設いただいた普通預金口座 (以下、「本信託専用口座」といいます) に限定します。また、ご本人さまが同意のもと代理人カードを発行することにより、代理人が本信託専用口座からの払出ができるものとします。
5 申込	・ 本信託契約の当事者は本人と当行ですが、本人の代理人を指定するため、本人と同様、代理人にも本商品申込にあたっての同意事項・重要事項をご理解のうえ、申込書の代理人に関する事項について自署・捺印を徴求します。
6 信託設定方法	【信託設定方法】 ・ 当行の本支店にてお申し込みいただき、契約により信託を設定します。なお、ご本人さま一人さま (1 委託者) につき 1 契約とします。 【受託金額】 ・ 当初信託金は 500 万円以上 1 円単位とします。ただし、別途当行が定める基準に従い算出した金額を受託金額の上限とします。 【信託金の入金方法】 ・ 信託設定時には、ご本人さまが指定する当行普通預金口座より当初信託金相当額 (信託報酬を含みます) の金銭を振替いたします。(あらかじめ、当行普通預金口座へ当初信託金相当額のご入金をお願いします)。なお、小切手その他の証券類をもって信託することはできません。 ・ ご本人さまは、当行の承諾を得てこの信託に金銭を追加することができます。ただし、当行が別途定める基準に従い算出した金額を最高受託金額とします。

7 信託金の一部解約	【一時金支払い】 ・ 信託金の一部解約 (以下、「一時金支払い」といいます) については、代理人からの支払いの指図に基づくものとします。その際、ご本人さまの生活資金、医療費、介護費等のために必要な資金であることを確認するため、請求書・領収書等を提出していただきます。この場合、1 回の支払い指図における請求書・領収書等の合計金額は原則 10 万円以上とします。 ・ なお、これらの請求書・領収書等について表示や内容に不明な点がある場合等は、当行は必要に応じて、それらの書類の写しを当該発行先に提示する等により直接照会できるものとします。また、当行が相当の注意を以って確認した場合、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切その責任を負いません。 ・ 支払いについては、本信託専用口座へ入金いたします。ただし、請求書等で資金使途や支払先が明確な場合は、当行にて直接お振込みすることも可能です。 【定時定額金の支払い】 ・ 一時金支払いとは別に定時定額金の支払いも可能です。希望される場合は、ご本人さまにて支払開始時期、支払サイクル、支払金額等をご決定のうえお申込みいただきます。ただし、あらかじめご本人さまの同意がある場合には、代理人からのお申込みも可能です。なお、支払金額については、原則月あたり 20 万円以内とします。
8 受益者代理人 (必須)	・ 代理人は原則として本人の 3 親等以内のご親族から必ず 1 人を指定していただくものとします。ただし、当行が認めた場合には、上記以外のご親族や弁護士・司法書士等の士業の方も指定できます。 ・ ご本人さまは、代理人の死亡・辞任等、その任務を遂行できなくなるリスクに備え、承継受益者代理人 (以下「承継代理人」といいます) を指定することもできます。 ・ 本商品において代理人は、信託財産に対する信託目的に沿った支払指図権を持ちます。なお、承継代理人は所定の手続きにより代理人に就任するまでは、何ら権限を持たないものとします。 ・ 代理人の選任はお申込時に限定します。承継代理人は、お申込日以降であっても、ご本人さまにて選任できます。なお、代理人・承継代理人の選任時には、各代理人本人に必ずご同席いただき、重要事項等を確認・同意いただき、署名・捺印をいただくこととなります。 ・ ご本人さまに後見開始・任意後見監督人選任、保佐・補助開始があった場合でも、代理人の権限は喪失しません。 ・ 代理人は自身の健康状態等もふまえて、自由に代理人を辞任することができます。
9 受益者代理人の任務終了	・ 代理人としての任務は以下の事象が発生したときに終了します。 ①ご本人さまにご相続が発生したとき。 ②代理人の死亡、後見開始または保佐開始の審判、破産手続きが開始したとき。 ③代理人が辞任したとき。 ④代理人の解任・変更が生じたとき。 ⑤承継代理人が就任したとき。 ⑥受託者において、代理人が代理人の権限を行使することができないものと判断される時。 ⑦信託法第 141 条に定める受益者代理人の任務の終了事由に該当したとき。
10 みまもり人 (任意)	・ ご親族等が本信託の状況等を把握できるよう、みまもり人として代理人以外のご親族等 1 名を指定できます。みまもり人に対しては、ご契約の内容や信託金の支払 (一部解約) 状況、運用状況等を定期的に書面にてご通知します。なお、みまもり人は、本信託に関し、何ら権利を持ちまたは義務を負うものではありません。 ・ みまもり人については、ご本人さまにより随時変更できます。
11 信託期間	・ 5 年以上 30 年以内 (1 年単位) でご本人さまにご指定いただきます。 ・ ただし、信託期間の延長、継続はできません。

はじめに

サポート信託について

本契約にあたって

お支払方法

Q & A

商品内容説明書

12 中途解約について	・代理人による一時金支払い・定時定額金支払い以外の、信託期間満了前の中途解約はできません。 ・ただし、やむを得ない事情により、ご本人さまおよび代理人の双方から、中途解約の申出があった場合は、これに応じることがあります。
13 信託財産の運用・管理の方針	・本信託は、安全性を重視し、信託財産の安定成長を図ることを運用の方針とします。 ・信託財産は当行の固有勘定と分別管理します。 ・信託財産は当行の銀行勘定への運用（銀行勘定貸）を中心に運用します。 ・当行は、本信託の信託財産を運用を同じくする他の信託財産と合同で運用することができるものとします。この場合、他の信託財産との損益配分は、各信託財産に係る信託の受益者ごとの予定配当額による按分比例とします。
14 収益金の課税について	・信託の収益金については、本信託の「計算期日」の翌日以降（ただし、当該計算期日が本信託の約款に定める「信託分割基準日」である場合には当日）に金銭でお支払いします。なお最終支払い以外の場合は、当該収益金を信託金の元本に組み入れます。 ・信託の収益金については、20％の源泉分離課税（所得税15％、住民税5％）となります。なお、平成25年1月1日から令和20年12月31日までの25年間は、2.1％の復興特別所得税が付加されることにより、20.315％の源泉分離課税（所得税15.315％、住民税5％）となります。
15 予定配当率	・予定配当率は信託財産の運用の状況および金融情勢等を勘案のうえ当行が決定します。 ・予定配当率は随時見直し、当行が店頭に表示（掲示、据置き等による方法も含みます）します。 ・当行は予定配当率を保証いたしません（確定利回りの商品ではないため、利益の補足は行いません）。
16 信託報酬	①設定時報酬 ・信託設定時（追加信託契約時を含む）に、当初信託財産額の2％（税抜）を委託者より設定時報酬としていただきます。 ②運用報酬 ・本信託の運用収益から予定配当額を差し引いた金額（信託元本に対して年8.0％を上限、年0.001％を下限とします）を運用報酬として、計算期日に信託財産から収受します。 ③管理報酬 ・無料
17 信託財産に関する租税等	・信託財産に関する租税、その他の信託事務の処理等に関して必要な費用は、都度、信託財産から支払います。
18 信託財産の計算期間	・本信託は、毎年3月末日および信託終了日を「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該「計算期日」（最終回は信託終了日）までの期間を計算期間とします。 ・なお、最初の計算期間は、信託設定日から最初の「計算期日」までの期間とします。
19 信託財産の運用状況等の報告	・信託財産の運用状況、信託財産と当行、本信託の信託業務の委託先、当行の利害関係人または他の信託財産との取引の状況については、当行担当者にご確認下さい。
20 元本の補てん	・本信託の元本に万一欠損が生じた場合には、信託終了時に当行が完全に元本を補てんします。ただし、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には、元本補てんを履行できない場合があります。
21 預金保険の適用	・本信託は預金保険の対象となります。

22 受益権の譲渡・質入の制限	・本信託の受益権は当行の書面による承諾がなければ譲渡または質入をすることはできません。
23 信託終了の事由	・信託期間満了となった場合。 ・やむを得ない事情により、本信託契約が解約された場合。 ・信託財産の交付の完了（信託財産の全部がなくなった場合）。 ・ご本人さまが死亡した場合。 ・代理人が任務終了等により不在となった場合。 ・次の事由に該当した場合に当行から委託者および代理人へ発出される信託終了通知に記載された信託終了日を経過した場合。 ①ご本人さま、代理人等本信託の関係者が反社会的勢力等に該当する事実が判明した場合。 ②毎年1月末（当該日が銀行の休日である場合には、その翌営業日とします）において本信託元本の残高が1万円未満であり、かつ、当該日以降、金銭の追加信託が行われずに1年が経過した場合。 ③税制の変更、経済情勢の著しい変化、戦争、内乱、騒乱その他の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと当行が認めた場合。
24 受益者の公告の方法	・当行は法令に別段の定めがない限り、電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由等によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
25 当行の契約する指定紛争解決機関（金融ADR）	・一般社団法人信託協会 信託相談所 0120-817-335（一般電話から） 03-6206-3988（携帯電話から）
26 その他の事項	・本信託のお申込み時には、必ず詳細を約款等にてご確認下さい。また、本信託には当行所定の受託審査があります。 ・本信託のお申込みの際に、本信託からの元本等の金銭受取用の口座として、委託者兼受益者名義の当行本支店の普通預金口座を指定いただきます。また、信託期間中は、原則当該普通預金口座を維持していただきます。 ・本信託のお申込み後、実際に当初信託金相当額の金銭が振替された場合に信託の設定となります（お申込みのみでは信託の設定とはなりません。また、当該振替がなされなかった場合も信託の設定とはなりません）。信託設定は原則週1回となります。 ・本信託では受益権を証する為の受益権証券および受益証券の発行はありません。 ・代理人が、信託目的に反し、ご本人さまのために管理すべき信託財産をご本人さま以外のために消費した場合、代理人はご本人さまもしくはその相続人等から民事上の責任として損害賠償請求を受ける可能性があり、「業務上横領罪」に問われる可能性もあります。 ・マル優（少額貯蓄非課税制度）は利用できません。 ・本信託は預金ではありません。
27 受託者の商号・本店所在地	株式会社西日本シティ銀行 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号

※本概要は2020年8月1日現在の法令、税制等に基づいて作成したものです。今後の法令等改正により内容が変更となることがございますのでご注意ください。

はじめに

サポート信託について

本契約にあたって

お支払方法

Q & A

商品内容説明書